

認定薬局制度の現状

滋賀県健康医療福祉部薬務課

特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月1日施行

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

地域連携薬局の基準

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p><u>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定目標数

1 地域連携薬局

地域包括ケアシステムの一員として機能するために、日常生活圏域（中学校区）に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに100薬局以上（各年度25薬局以上）

2 専門医療機関連携薬局

がん連携診療拠点病院等と連携するために、二次医療圏に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに7薬局以上

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定数

(令和5年8月31日時点)

二次医療圏	市町	薬局数 (R5.6.30)	中学校区	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
大津	大津市	155	18	6	1
湖南	草津市	65	6	7	5
	守山市	39	4	4	
	栗東市	40	3	4	
	野洲市	25	3	1	
甲賀	甲賀市	41	6	4	0
	湖南市	21	4	2	
東近江	東近江市	48	9	0	0
	近江八幡市	48	4	2	
	日野町	8	1	0	
	竜王町	4	1	1	
湖東	彦根市	62	7	4	1
	愛荘町	5	2	0	
	豊郷町	4	1	2	
	甲良町	0	1	0	
	多賀町	1	1	0	
湖北	米原市	13	6	0	0
	長浜市	63	10	6	
湖西	高島市	25	6	1	0
合計		667	93	44	7

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局一覧



滋賀県ホームページ内のgoogle検索で「地域連携薬局一覧」と検索

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧

2022年7月1日

- 患者さん自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の認定制度が令和2年8月1日からスタートしました。その機能をもつ薬局として「地域連携薬局」、「専門医療機関連携薬局（がん）」があります。
- **地域連携薬局**は、外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との連携情報の一元的・体系的な情報基盤に対応できる薬局です。
- **専門医療機関連携薬局（がん）**は、がんの専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局です。
- 薬局を選択する際の参考にしてください！

地域連携薬局

【地域連携薬局で実施していること】

- ・提供施設との情報共有の実施。
（人・薬の両方を連携先の医療機関への提供、進捗カンファレンスへの参加、腫瘍学的検査情報の受取の有無等の各種の医療機関への提供等）
- ・地域連携外でも利用客からの電話相談に対応。
- ・夜間・休日にも急な対応に対応。
- ・在宅患者への薬学相談・服薬指導を実施。
- ・地域包括ケアの推進を受けた薬剤師の配置。

専門医療機関連携薬局（がん）

【専門医療機関連携薬局（がん）で実施していること】

- ・提供施設との情報共有の実施。
（がん専門医療機関との連携・がん専門薬剤師の共有、高度が利用する医療機関に等しい薬学管理の実施等）
- ・提供施設外でも利用客からの電話相談に対応。
- ・夜間・休日にも急な対応に対応。
- ・がんに対する専門的な知識を有する士・薬剤師に認定された薬剤師の配置。

認定薬局一覧を地図上で確認することができます ⇒⇒⇒ [こちら](#)

地域連携薬局 認定一覧

大津市

No.	名称	住所	当初認定日	認定期間
1	アピス薬局大津店	大津市札の辻4-6	令和3年9月1日	令和3年9月1日～令和4年8月31日
2	スギ薬局 衣川店	大津市衣川一丁目37-2	令和4年2月2日	令和4年2月2日～令和5年2月1日
3	スギ薬局 大津富士見台店	大津市富士見台3-1	令和4年2月2日	令和4年2月2日～令和5年2月1日
4	スギ薬局 壁田東店	大津市今壁田二丁目23-1	令和4年2月2日	令和4年2月2日～令和5年2月1日

健康・医療・福祉

- ◆ 健康
- ◆ 医療
- ◆ 保険
- ◆ 薬事・感染症
- ◆ 高齢者福祉・介護
- ◆ 障害福祉
- ◆ 地域福祉

バナー広告

2022年1月誕生
トヨタ モビリティ滋賀

滋賀県神田重産金銀株式会社

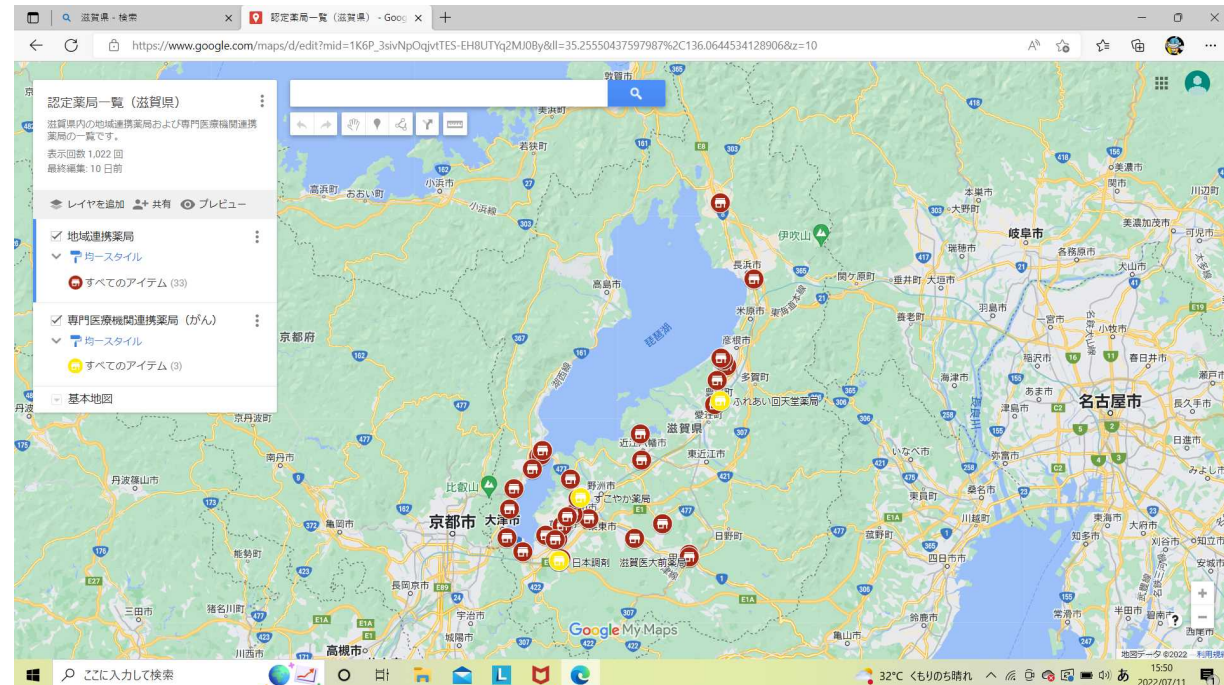
滋賀県産物販売株式会社

工業技術センター

melment

読み出す出版販売トコム

バナー広告募集中



(全国) 地域連携薬局 認定数

全数 3,887 (令和5年8月31日時点)

北海道	200	東京都	666	滋賀県	44	徳島県	21
青森県	25	神奈川県	364	京都府	110	香川県	39
岩手県	22	新潟県	78	大阪府	258	愛媛県	36
宮城県	79	山梨県	12	兵庫県	154	高知県	20
秋田県	14	長野県	40	奈良県	29	福岡県	115
山形県	23	富山県	37	和歌山県	17	佐賀県	8
福島県	60	石川県	38	鳥取県	19	長崎県	26
茨城県	139	岐阜県	46	島根県	13	熊本県	36
栃木県	55	静岡県	109	岡山県	49	大分県	30
群馬県	48	愛知県	139	広島県	96	宮崎県	23
埼玉県	236	三重県	54	山口県	28	鹿児島県	29
千葉県	186	福井県	11			沖縄県	6

(全国) 専門医療機関連携薬局 認定数

全数 167 (令和5年8月31日時点)

北海道	11	東京都	15	滋賀県	7	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	11	京都府	2	香川県	0
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	12	愛媛県	2
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	5	高知県	1
秋田県	0	長野県	5	奈良県	0	福岡県	9
山形県	3	富山県	3	和歌山県	0	佐賀県	3
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	6	岐阜県	2	島根県	1	熊本県	2
栃木県	4	静岡県	3	岡山県	2	大分県	1
群馬県	3	愛知県	11	広島県	1	宮崎県	0
埼玉県	9	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	2
千葉県	8	福井県	0			沖縄県	0

地域連携薬局の取組状況（令和5年7月31日時点）

1 地域の医療機関に報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）

※認定取得薬局平均回数

	入院時	退院時	外来受診時	在宅訪問時	月平均
回数	0.1	0.1	19.9	54.8	58.8

2 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績（年1回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	年平均
回数	5.8

3 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	月平均
回数	28.2

研修会の事前アンケート結果

地域連携薬局を取得にあたって難しい点はありますか（回答者数59名）



認定基準に関する留意事項

1. 令和3年1月29日付け（令和5年3月31日一部改正）厚生労働省
医薬・生活衛生局総務課事務連絡「地域連携薬局及び専門医療機関
連携薬局の認定基準に関するQ & Aについて（令和5年3月31日一
部改正）」
2. その他留意事項

「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q & Aについて」（令和5年3月31日一部改正）

【地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加】

（問1）

規則第10条の2第2項第1号における「地域包括ケアシステムの構築に資する会議」として、通知第2の2（1）では地域ケア会議等の3会議を示しているが、その他に認められる会議はあるか。

（答）

地域包括ケアシステムの構築においては、医療・介護に係る地域の課題の把握と社会資源の発掘、地域の関係者による対応策の検討、対応策の決定・実行というPDCAサイクルを回すことが重要である。地域包括ケアシステムの構築に資する会議とは、このサイクルの各段階の実施過程において、地域の関係者が主体的に参加する会議であり、通知に示した3会議と同様の趣旨の会議であれば、地方公共団体が定める条例・規則等に位置づけられる、地域課題の抽出や対応策の検討を行う会議も含めることとして差し支えない。なお、継続的に開催されない会議や、研修会・講演会等は含まないことに留意いただきたい。

（補足）

「地方公共団体が定める条例・規則等に位置づけられる」

→ 条例または規則以外にも、県の要綱で定めるものや市町の委託事業など会議の実施主体が公立機関であれば認められます。

「研修会・講習会等は含まない」

→ 出席者が単に傍聴するだけの形式のものは「会議」として認められません。

「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q & Aについて」（令和5年3月31日一部改正）

【地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績】

（問4）

通知第2の2（3）において、報告及び連絡した実績に含まれないものとして、検査値等のみの情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供、お薬手帳への記載、疑義照会が示されているが、どのような内容であれば実績に含めることができるか。

（答）

「地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対する報告及び連絡」は、利用者の服薬状況に対する当該薬局の薬剤師による主体的な情報収集及び薬学的評価を踏まえた、処方した医師への行動提案を主とした、利用者の適切な薬物療法に資する情報である必要がある。こうした趣旨を踏まえると、報告及び連絡に用いる文書の様式に返信欄を設けること等により、その後の対応を把握するとともに、調剤録等に記録しておくことが望ましい。当該報告及び連絡によって、必ずしも処方変更等がされていなくとも実績に含めることとして差し支えないが、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第24条に基づく疑義照会を行うべき内容の報告や、当該薬剤師による薬学的評価を記載せず、単に利用者の服薬状況に問題がないことを伝える報告、居宅等を訪問して薬剤を交付したことのみを伝える報告、後発医薬品への変更調剤等、情報提供する意義が明らかでないものは実績に含まない。

（補足）

「**単に利用者の服薬状況に問題がないことを伝える報告・・・は実績に含まない**」
→リフィル処方箋なら認められます。

「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ & Aについて」(令和5年3月31日一部改正)

【休日及び夜間の調剤応需体制】

(問10)

通知第2の3(2)において、「自局で対応するほか、地域の他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること」が求められているが、自治体が関与する仕組みなどにより、特定の薬局に対し、地域の薬局が交代で当該薬局に勤務する薬剤師を派遣して対応している場合には、当該基準を満たしていると考えてよいか。

(答)

差し支えない。

なお、規則第10条の2第3項第2号の規定は、休日及び夜間における調剤応需体制を備えていることを求めるものであり、休日・夜間診療所等への薬剤師の派遣では、当該基準を満たしていると考えすることはできない。

(補足)

「休日・夜間診療所等への薬剤師の派遣では、当該基準を満たしていると考えすることはできない」

→原則としてQ&Aのとおりですが、地域の医療体制維持のために設けられた休日夜間診療所に、その地域の薬局が薬剤師を派遣することで、その地域の調剤応需体制が保たれる場合は認定基準を満たすと考えられます。

その他留意事項

【在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制】

(問)

医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写しを添付することとされているが、記録様式等も添付が必要か。

(答)

医薬品の譲渡手続きに関しては規則第14条および第288条を、個装箱を開封し分割譲渡を行う場合は、前記に加えて規則第210条および第216条に留意する必要があります。

手順書に上記の点が明記されていない場合は、譲渡記録様式や譲渡時に相手に交付する文書等の写しを添付する必要があります。

不明な点がありましたらお問い合わせください。

メール：yakumu@pref.shiga.lg.jp

T E L : 077-528-3634